

海外経済要録

国際機関

◇ G A T T 第20回総会

G A T T 第20回総会は10月23日から11月16日までジュネーブで開催された。

今次総会の議題は関税引下げ方式の問題、残存輸入制限問題、対日35条援用問題など多岐にわたったが、会期途中後進国グループから後進国産品に対する輸入制限、関税障壁撤廃に関する提案がなされ、これが今次総会最大の焦点となった。すなわち、後進18か国は昨秋の第19回総会で採択された後進国貿易促進決議の実現をはかるため、後進国産品の輸入に対する数量制限、関税などの障壁を期限付きで撤廃するよう工業諸国に要求する決議を行ない、総会の採択を求めた。先進諸国ではこの要求を今すぐ全面的に受け入れることは不可能であるため、決議内容を問題別に細分して委員会などに付託し(関税問題については関税一律引下げ作業部会へ、熱帯産品については熱帯産品貿易特別グループへ)、その結果を来春開催予定のG A T T 閣僚会議で討議することとし、後進国側との間に妥協が行なわれた。

一方、関税一律引下げ方式採用の問題については、総会後できるだけ早い時期に作業部会を開いて検討することを決定したにとどまり、また、いわゆる残存輸入制限(25条ウェイバーによらない輸入制限)撤廃問題についても、今総会は大きな成果をあげるまでには至らなかった。

次に、対日35条援用撤回問題については、米国が援用国を強く批判したこと、英國が日英通商航海条約の調印によって35条援用撤回に踏み切ったことなどから大勢として各國とも援用撤回の方向に向かい、来秋の総会までには援用国がほとんどなくなる見通しが立つに至った。

他方、バード・コア・ウェーバー(暫定的自由化義務免除)の問題については、今総会で適用申請提出期限延長の提案がなかったため、今年いっぱいで事実上失効することとなった。

なお、今次総会では新独立のトリニダード・トバゴおよびウガンダ両国の加入が決定したため、G A T T 加盟国は44か国となり、さらにアラブ連合、ユーゴ両国の仮加盟が認められた。

欧洲諸国およびアフリカ

◇ 英国、特別預金を解除

英國銀行は11月29日特別預金の全額解除を決定した。これは本年5月末および9月末の引下げに続く措置で、政府の景気刺激策の一環をなすものである(詳細は海外経済情勢英國の欄参照)。本措置によって解除される額は約80百万ポンドで、12月10日および17日にそれぞれ半額ずつ実施された。なお、1958年7月特別預金制度導入以来現在までの特別預金率変更の推移は次のとおり。

	ロンドン手形交換所加盟銀行11行	スコットランド系銀行6行
1958年7月3日 特別預金制度導入	—	—
1960年4月28日	1%	1%
〃 6月23日	2%	1%
1961年7月25日	3%	1%
1962年5月31日	2%	1%
〃 9月27日	1%	1%
〃 11月29日	0	0

◇ イタリアの金融市場正常化措置

11月16日、貯蓄信用閣僚審議会は、金融市場の効率を高めるため、次の措置を決定、1963年1月1日より実施する旨発表した。すなわち、

- (1) 銀行間預金の禁止令(1943年1月13日制定の銀行法第33条に基づく通達)を解除する。
- (2) 銀行間預金の金利は、短期大蔵省証券金利(1962年10月12日付省令により、金融市場の実勢に合わせて定めるよう規制されている)をこえてはならない。
- (3) 銀行間預金の受入銀行の一部もしくは全部に対し、当該銀行の受け入れた銀行間預金の一部もしくは全額を、イタリア銀行の特別勘定に再預入することを命ずる権限をイタリア銀行に与える。
- (4) 銀行間預金は、特別準備の対象から除く。ただし、非居住者預金は、特別準備の対象に含まれる。
- (5) イタリア銀行に6か月の据置預金勘定(年利2.75%)を設置する。

以上の措置は、11月から実施された短期大蔵省証券発行規制措置(11月号要録参照)と一連の関係にあり、金融市場の正常化を意図したものである。すなわち、イタリアでは、英國の discount houses のごとき金融市場機構が次如しているため、従来中小銀行の余剰流動資金の

うち相当部分が、当局の規制にもかかわらず、事実上銀行間預金として少數の大銀行に流入していた。大銀行は受入資金の大部分を短期大蔵省証券に投資して流動性の保持をはかつたが、最近金融市場のひっ迫に伴い、預金には高金利が付されるようになり、資本市場の沈滞がはなはだしくなってきた。このため、政府ならびにイタリア銀行は、先般まず短期大蔵省証券の発行規制(短期大蔵省証券の発行は、毎月、国庫の現金需要の不足額の範囲内に限定)を行なったうえ、今回の措置をとったもので、これにより既成事実である銀行間預金を正式に認めるとともに、金利規制の方法により銀行間預金の不当競争を抑制し、余剰資金が直接中長期投融資に流れよう意図したものである。本措置は、同時に発表された1963年1月1日満期の長期(9か年)国債(1,920億リラ)の償換中止とともに、資本市場の拡大に寄与することが期待されている。株式市場は、この発表によりにわかに活況を取り戻し、最近では10月中旬のボトムから16.7%の回復を示した。

◇イタリアの農業開発法案

政府は、かねてからの基本方針の一つである農業開発計画を実施に移すため、農業部門の再編成と発展のための法案を国会に提出することとなった。

本法案は、小規模農地の再編成および工業化による農業の生産性向上を主眼としたもので、このために大地主からの農地の購入もしくは強制収用について規定し、一方小作人に対する農地購入資金(期限40年)および機械、器具、衣服などの購入資金の低利(1%)貸付を定めている。これらの融資のために、5か年間に約3,200億リラの財政支出が予定されている。なお、本計画は、次の5か年計画に引き継がれ、政府の継続的な重要基本政策の一つとなることが予定されている。

◇ベルギー中央銀行の公定歩合引下げ

ベルギー中央銀行は12月5日公定歩合を3.75%から3.5%へ引き下げ(輸出関係手形は3%→2.75%)、6日以降実施した。

本措置は割高な同国の金利水準をEEC水準にサヤ寄せするための一翼をになうものであるが、昨年12月以来すでに4回の引下げを通じて、ようやくフランス、イタリアと足並みをそろえるに至り、当初の目標をほぼ達成したものといえる(EEC諸国の公定歩合は1962年末現在西ドイツ3.0%、オランダ4.0%、他の3か国は3.5%)。

しかし反面、物価の安定持続を背景に、鉱工業生産(第3四半期対前期比+2.9%)ならびに対外輸出(4~9

月間対前年比+8.2%)が着実な上昇を示していたところ、最近に至り国内需要の増勢鈍化、輸出受注の悪化見通しなどから本年度の経済成長が計画(3.9%)を大きく下回り、3%程度にとどまるものとみられるに至った。今回の施策はかかる事情に対処して採られたものとも推測されている。

◇オランダ銀行の支払準備率引下げ

オランダ銀行は11月23日、支払準備率を6%から5%へ引下げ、即日これを実施した。同国の金融市场は、9、10月の徵税期に加え、K.L.M.航空会社の対米債務返済のための国内債発行、イタリアの外資取入れ規制緩和に伴う資金流出などでかなり窮屈化しているため、今回の措置はこれを緩和するねらいと伝えられる。しかしながら同国中央計画局の最近の見通しにもみられるごとく、同国経済が投資の停滞、鉱工業生産の低迷(第3四半期対前期比1.3%減)を主因に先行き活発な推移を必ずしも期待しない状況にあるため、今次の引下げは從来(8、9月それぞれ1%引下げ)とはやや異なり、単なる技術操作のみでなく、景気刺激的な意図もかなり含まれているものとみられる。

◇スイス政府、パリー協定に参加

スイス政府は12月5日IMFとの間に交換公文を取りかわし、10月下旬発効した工業国10か国によるIMF資金強化取決め(いわゆるパリー協定、援助総額60億ドル)に参加する話し合いがまとまった。この交換公文によればスイス政府は2億ドルを限度とし国際収支悪化国との間に双務取決めの形式で通貨援助(スタンド・バイ方式により①スワップ取引②スイス・フランでの貸付③金による貸付のいずれかの形をとる)を行なうこととなっている。昨春のバーゼル協定以来スイスの国際金融協力に対する寄与は著しいものがあるが、今回のIMF強化策への参加により、スイスは、形式的にはIMF機構の枠内にとどまりながらも、実質的には全く西欧工業国と一体となって国際金融協力を行なう基盤が確立されたものというべく、これが今後の国際流動性強化に果たす役割はますます増大するものと考えられる。

◇南ア連邦の公定歩合引下げ

南ア連邦準備銀行は11月27日公定歩合を4%から3.5%へ引き下げた。これは、国際収支の好調(9月末金・外貨604百万ドル、年初来214百万ドル増加)にかんがみ、6月の引下げ(4.5%→4%)と同様民間投資の促進をはかったものである。

ア フ ジ ア 諸 国

◇セイロンの1962/63年度予算

セイロンの1962/63年度予算(1962年10月～63年9月)は、歳出 2,173 百万ルピー(米ドル換算 457 百万ドル)と前年度予算比 6%減、歳入 1,682 百万ルピー(同 353 百万ドル)と前年度予算比 4%増と赤字幅は縮小したものの、なお差引き 491 百万ルピーの歳入不足(前年度予算 7 億ルピーの赤字)を計上している。この赤字補てんのため、国内借入(180 百万ルピー)、外国援助(150 百万ルピー)、輸入関税の引上げおよび所得税に対する累加税率の引上げなどが計画されている(輸入関税引上げについてはすでに実施)。

本予算の特徴は、第 1 に財政赤字縮小のため歳出を削減しているが、それが全部資本支出の削減によって行なわれていることである。このためすでに停滞している経済開発はいっそう遅れることになろう。第 2 に、経常支出に占める公務員給与および米穀補助金の比率がそれぞれ 40% やび 24% にも及んでおり、これが財政赤字の大きな原因となっていることである。

セイロンの1962/63年度予算

(単位・百万ルピー)

	1962/63年度 予 算	前年度予算比
歳 出	2,173	- 139
{ 経常支出	1,702	+ 6
{ 資本支出	471	- 145
歳 入	1,682	+ 71 (前年度予算)
歳 出 超 過	491	701

歳 出 内 訳

(単位・百万ルピー)

	経常支出	資本支出	計
公 務 員 給 与	362	0	362
行 政 費	498	25	523
社 会 開 発 費	722	73	795
經 濟 開 發 費	120	373	493
計	1,702	471	2,173

(注) 社会開発費および経済開発費のなかには公務員給与がさらに 325 百万ルピー含まれている。

◇インドネシア、輸入規則を改訂

インドネシア政府は10月1日、輸入規則を改正し、新輸入商品分類とこれに対する実効為替レートを次のとおり発表した。

輸 入 商 品 分 類	実 効 レ ー ト (1米ドル当りルピア)
(1) 必 需 物 資 イ、米、肥料、原綿 および直接輸出品 生産に必要なもの ロ、その他の必需物 資	45ルピア(公定レート)
(2) 準 必 需 物 資	90ルピア(公定レート+公定 レートの 100 % の 価格調整金)
(3) せ い た く 品	270ルピア(公定レート+公定 レートの 500 % の 価格調整金)
(4) 高 度 の せ い た く 品	720ルピア(S I V A 相場(現 在 1 ドル = 675 ル ピア)+公定レ ートの 100 % の賦課 金)
(5) 特 別 許 可 輸 入 物 資	945ルピア(S I V A 相場(同 上)+公定レート の 600 % の賦課金)
	未定

(注) 1. (1)および(2)は輸入計画に基づく許可により輸入、(3)および(4)は外貨使用権制度(SIVA)でのみ輸入。
2. SIVAで1および2の物資を輸入(要特別許可)したときは価格調整金の支払は免除。

今次改正により①必需物資の一部および準必需物資に課せられていた価格調整金が大幅に引き上げられ(調整金の最高付加率は従来の公定相場の 60% から今回 500% へ引き上げ)、②また従来外貨使用権制度(略称 S I V A 制度)、輸出受取の 15% にあたる外貨の使用権を当該輸出業者に与える制度で、プレミアム付きで権利証の転売が認められている。現在の相場は 1 ドル = 675 ルピア。本年 3 月号要録参照)による輸入については価格調整金が免除されていたが、これに対し新たに輸入賦課金が課せられることとなった。本措置は政府財政窮屈のおりから財源のねんしゆつをねらったものであり、とくに S I V A 制度による輸入に対しても高率な賦課金が新設されたのは、本制度がもっぱら華橋だけが多く利用し、かつ高い利得を収めている実情に対処したものである。

◇ビルマの1962/63年度予算

ビルマ革命委員会は、9月27日、概要下記の1962/63 年度(1962年10月～63年9月)予算案を承認した。

本予算は、革命政府成立後はじめての予算であり社会主義政策の路線に沿ってまとめられている。その特徴としては①独立以来最初の均衡予算であること、②生活水

準の向上をねらいとした減税が予定されていること、③歳出の重点を経済開発におき(投資総額の46%を充當)、とくに農民および労働者の福祉増進を企図していること、などをあげることができる。なお、本予算が均衡予算となっているのは多額の外国援助(168百万チャット)日本との賠償(110百万チャット約20百万ドル)などを見込んでいるためである。

ビルマの1962/63年度予算

(単位・百万チャット)

	1961 / 62 当初予算	1961 / 62 最終予算	1962 / 63 当初予算
(歳入)			
経常勘定	1,195	1,258	1,235
援助	131	51	278
(外國)	(92)	(55)	(168)
(国内)	(39)	(-4)	(110)
その他の	142	169	188
庁、公社	2,371	1,996	2,275
合計	3,839	3,474	3,976
(歳出)			
経常勘定	3,328	2,946	3,230
うち中央政府	(1,073)	(1,066)	(1,101)
州政府	(56)	(55)	(57)
庁、公社	(2,199)	(1,825)	(2,072)
資本勘定	676	475	736
うち中央政府	(227)	(201)	(242)
州政府	(33)	(22)	(25)
庁、公社	(416)	(252)	(469)
合計	4,004	3,421	3,966
黒字(+)/赤字(-)	- 165	+ 53	+ 10

(注) 1チャットは0.21米ドル。

◇タイの1962/63年度予算

タイ国の1962/63年度(1962年10月~63年9月)予算案は、9月27日、国会を通過成立した。本予算は第1次6か年計画(1961~66年)の第3年を迎える相当積極的な予算となっている。すなわち、歳入面では、輸入税、事業税、所得税、などの自然増収見込みから前年度を1割方上回る税収増を予定している。一方歳出総額は103.8億バーツ(ドル換算519百万ドル)と前年度を2割方上回る大幅な増加となっている。これは①経済開発支出の大幅増加をはじめ、②インドシナ情勢の不安定から国防費、③教育重点主義を映して文教関係費などかいずれもかなり増加しているためである。この結果赤字幅は拡大し対中央銀行新規借入額も大幅な増加を見込んでいる。

タイの1962/63年度予算

(単位・百万バーツ)

	歳 出		歳 入	
	1962/ 63	1961/ 62	1962/ 63	1961/ 62
総額	10,380	8,880	総額	10,380
経済開発費	2,504	1,862	税 収	7,620
文教関係費	1,770	1,586	販売手数料	232
防衛費	1,630	1,503	国営企業収入	211
公共衛生費	1,238	1,019	そ の 他	332
国債償却費	1,237	1,219	借 入 金	1,985
一般行政費	834	627	(うち対中央銀行) 新規借入	(540) (300)
国内治安関係	814	779		
そ の 他	354	286		

(注) 1961~62年度予算は当初予算。

◇韓国、中央銀行法と銀行法の改正

韓国政府は、今年から始まった経済開発5か年計画の資金調達体制の整備などを目的に、かねて韓国銀行(中央銀行)法および銀行法の改正を検討中であったが、5月24日それぞれの改正法を施行した。その概要次のとおり。

1. 新韓国銀行法

(1) 資本金と積立金の改正

韓国銀行を政府出資の法人(資本金1.5百万ウォン)から無資本の特殊法人とし、積立金の限度額を20億ウォンとした(第4~5条)。

(2) 金融政策への政府の関与権の増大

財務部長官は金融政策に関する「金融通貨運営委員会」(韓国銀行の最高意志決定機関)の決定事項に対し再議を要求することができることとし、その再議要求が「金融通貨運営委員会」の3分の2以上の多数決で却下された場合には、閣議で最終決定を下すこととした(第39条)。

従来は、政府との関係が非常にあいまいで、金融政策の最終的責任の所在が不明確であった。現軍事政権は、長期経済開発計画達成のため政府の関与権を強化することが不可欠であると考え今次改正に踏み切った。

(3) 「金融通貨運営委員会」の権限縮小と増員

「金融通貨委員会」を「金融通貨運営委員会」と改称し、旧法で認められていた外国為替に関する政策の樹立権限を政府に移譲した。また同委員会は従来7名(財務部長官、韓国銀行総裁、学識経験者1名、金融

界代表2名、農林部門および商工部門代表各1名)で構成していたが、今次改正により農林部門および商工部門代表を各2名として計9名に増員した。また同委員会委員代理制は廃止した(第7~8条)。

(4) 銀行監督院の権限強化

「銀行監督部」の規模を拡大して「銀行監督院」と改称し、金融機関に対する監督権限を強化した(第28~34条)。

(5) 役員制度の変更

新たに理事制度(5名以内)を創設し、役員(総裁、銀行監督院長、副総裁、理事、監事)の任期や身分保障条項が不十分であった点を改正した(第22~23条、第27条の3、第114条)。

(6) 国民銀行への貸出の認可

本年2月設立された国民銀行(都市零細生活者に対する生活資金貸付を目的とした銀行)が貸出に際し微求した信用証書を担保として韓国銀行は1年以内の短期貸出を行なうこととした(第69条2項のD)。

(7) 政保証券の直接引受の明文化

旧法においては政府保証債券を韓国銀行が直接引き受けうる明文がないにもかかわらず、実際には特殊金融機関の発行した産業金融債券、農業金融債券など政府保証債券を慣習的に引き受けていたので、これを明文化した(第83条の2)。

2. 新銀行法

(1) 資産運用限度の拡大

旧法においては金融機関(一般の商業銀行および農協など農業金融機関を含む)の運用資産の限度額は自己資本の10倍としていたが、今次改正により15倍に拡大した。なお「金融通貨運営委員会」が必要と認めた場合はこの限度を臨時に変更しうることとした(以上第15条)。今次改正は、とくに経済開発5か年計画の達成に必要な国内資本の調達体制を整備したものである。

(2) 長期証券投資限度の緩和

金融機関が長期証券(株式、償還期限が3年をこえる社債その他の有価証券)に対して投資する場合の限度額を要求預金の25%(従来20%)と改正した。またこの場合通貨安定証券(通貨と信用の調整を目的として韓国銀行が発行する証券、期間6か月、年利12%)に対する投資は従来から長期証券投資とはみなさないという優遇措置が講じられていたが、今次改正により国債に対する投資についても同様の取扱いとし、国債の市中消化促進をはかることとした(以上第22条)。

(3) 自己資本の充実

新たに金融機関を設立する場合の法定資本金額を10万ウォンから1.5億ウォンに引き上げ、同時に金融機関が公称資本金を公表するときには払込資本金の明示を要することとし、自己資本の充実をはかった。さらに積立金に関する規定を設け、金融機関は毎期純利益金の10%以上を公称資本金総額に達するまで積み立てねばならぬこととした(第16~17条、第17条の2)。

共産圏諸国

◆1961年のソ連の外国貿易

ソ連外國貿易省の発表によると、1961年の外國貿易は前年比約6%増大し、106億ルーブル(戦前1938年の10

主要国別貿易高

(単位・百万ルーブル)

*	輸 出		輸 入	
	1960年	1961年	1960年	1961年
総 額	5,005.5	5,398.4	5,066.1	5,249.1
(共 産 圏)				
アルバニア	39.1	18.3	21.8	19.6
ブルガリア	296.1	320.6	268.7	293.5
ハンガリア	280.3	323.4	223.4	294.1
東 ド イ ツ	946.5	1,088.2	836.4	788.3
ポーランド	441.7	477.6	348.0	429.2
ルーマニア	234.6	262.6	252.0	306.7
チェコスロバキア	567.7	587.4	587.2	627.9
ユーロスラビア	49.6	32.3	47.8	49.2
北ベトナム	22.0	37.2	20.8	23.1
中 共	735.4	330.6	763.3	496.3
北 朝 鮮	35.5	69.3	67.2	71.2
モンゴリア	74.6	83.2	50.7	52.4
(欧 州)				
米 国	22.2	21.9	53.9	45.6
英 国	173.2	204.1	97.3	115.4
西 ド イ ツ	106.9	106.9	179.3	161.4
フ ラ ン ス	66.4	71.5	116.9	108.4
イ タ リ ア	92.4	117.2	81.3	86.4
オーストリア	43.5	40.7	72.3	69.0
フィンランド	134.3	123.2	129.8	131.2
(A A 諸 国)				
アラブ連合(エジプト)	62.8	97.8	109.2	86.6
イ ン ド	42.4	85.9	61.6	60.2
イ ン ド ネ シ ア	14.6	28.2	28.3	30.5
キ ャ ニ バ	63.7	248.3	93.4	280.7
日 本	68.5	101.7	55.4	59.9

倍)に達し、その取引規模において世界で第5位(米国、西ドイツ、英国、フランスにつぐ)を占めている。昨年の特徴として注目される点は、輸出の伸び(8%)が輸入のそれ(2%)を大きく上回ったことで、この結果 149.3 百万ルーピルの出超(前年は61百万ルーピルの入超)となつた。

また共産圏諸国との取引は、中ソ貿易が半減(中共の経済的困難とソ連の援助停止が主因)した結果、コメコン諸国との取引の伸長(8%増)にもかかわらず、前年比2%の微減となり、全体に占める比率も前年の71%から66%に低下した。これに反し非共産圏諸国との貿易は25%の著増を示しているが、これは主として後進国との取引が、ソ連の経済援助の増大を背景として(1955~61年の後進国に対するソ連のクレジット供与額は26億ルーピル=約29億ドル)拡大したためで、機械輸出の37.8%はこれら諸国向けであった。とくにキューバとの貿易は前年比3.4倍の5億ルーピルをこえたことが注目されよう。

この間対西欧貿易は、輸出が微増にとどまり輸入は減少したため、横ばいを示した。ただしEECの占める割合はわずかに全ソ連貿易額の7.3%にすぎず、これに英國を加えても10%であって、西欧諸国との取引はさして

大きなものではない。ただし、この7か国はソ連の機械輸入の17%を供給している点は見のがせない。

輸出入の構造

(1) 工業製品と農産物の比重 (%)

	輸 出		輸 入	
	1960年	1961年	1960年	1961年
工 業 製 品	89.9	90.2	91.2	92.5
うち農業原料製品	10.6	11.0	10.9	12.2
農 産 物 (注)	10.1	9.8	8.8	7.5

(注) 工業加工を加えられないもの。

(2) 完成品と原料品の比重 (%)

	輸 出		輸 入	
	1960年	1961年	1960年	1961年
完 成 品	60.1	59.5	69.6	68.4
うち 生産用機械設備	20.5	16.1	29.8	29.8
原 料 品	39.9	40.5	30.4	31.6